

令和7年度

京都市企業立地促進制度補助金の御案内

	本社・工場等新增設等支援制度	京都型グローバル・ニッチ・トップ企業 育成補助金
1	対象事業に伴い、新たに課税された 固定資産税・都市計画税の相当額の補助（土地に係るものを除く。） 最大1億円	
対象者	製造業、ソフトウェア業、 情報処理サービス業を営む企業	「オスカー認定」、「Aランク認定」、 「目の輝き認定」を受けた中小企業
対象事業	本社機能を有する事業所、工場、開発拠 点、研究所の新增設等（賃借を含む。）	事業所の新增設等
補助期間 （※1）	中小企業A：3年度分 中小企業B：2年度分 大企業：1年度分	中小企業A：3年度分 中小企業B：2年度分
補助額	固定資産税・都市計画税の相当額の 中小企業：100%～ 150% （※2） 大企業：50%～ 75% （※2）	固定資産税・都市計画税の相当額100%
2	埋蔵文化財発掘調査を実施する場合に、 当該調査に要した経費相当額の50%を補助 最大2,500万円	

（※1）補助期間、企業規模によって異なります。

- 中小企業者：中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、会社をいう。
※京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金に限り、個人も含む（中小企業者A、Bも同様）。
- 中小企業者A：中小企業者のうち、資本金の額又は出資の総額1億円以下かつ常時使用する従業員の数100人以下の会社
- 中小企業者B：中小企業者のうち、中小企業者A以外の会社
- 大企業者：中小企業者以外の会社

（※2）補助率は、事業内容と立地エリアによって異なります。

	オフィス・ラボ誘導エリア		らくなん進都 鴨川以南	・向日町駅周辺エリア ・横大路エリア ・桂イノベーションパーク	左記以外の 市内全域
	京都駅南部	らくなん進都 鴨川以北			
本社機能を有する 事業所	150%（75%）			120%（60%）	100%（50%）
開発拠点・研究所					
工場	120%（60%）				

※括弧内は、大企業に適用する補助率

京都市 産業観光局 企業誘致推進室

〒604-8571

TEL. 075-222-4239

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

E-mail：kigyoyc@city.kyoto.lg.jp

京都市産業観光局企業誘致推進室 令和7年4月発行 京都市印刷物第070502号

資料ダウンロードはこちら



1 本社・工場等新增設等支援制度

		中小企業者 A	中小企業者 B	大企業者
対象者		製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業を営む会社		
対象地域		市内全域		
対象事業		本社機能を有する事業所、工場、開発拠点、研究所の新增設等（賃借を含む。）		
事業要件		・ 生産等設備取得額： <u>1, 0 0 0万円以上</u> かつ ・ <u>対象事業所及び同敷地内の常時雇用者数が5名以上</u> ・ <u>市内における常時雇用者の総数が1名以上増加</u> すること。 ※ 市内の公的インキュベーション施設（※1）から、移転する場合は、上記の要件なし。		・ 生産等設備取得額： <u>2, 5 0 0万円以上</u> かつ ・ <u>対象事業所及び同敷地内の常時雇用者数が5名以上</u> ・ <u>市内における常時雇用者の総数が5名以上増加</u> すること。
建物、生産設備等に係る固定資産税・都市計画税相当額	補助率	建物、生産設備等（土地に係るものを除く。）に係る固定資産税・都市計画税相当額の <u>1 0 0 %～1 5 0 %</u> （※2）		建物、生産設備等（土地に係るものを除く。）に係る固定資産税・都市計画税相当額の <u>5 0 %～7 5 %</u> （※2）
	交付年数	3 年間	2 年間	1 年間
	補助上限	1 億円		1 億円（常時雇用者の増加数に応じて上限設定あり。）
埋蔵文化財発掘調査経費相当額	補助率	埋蔵文化財発掘調査経費相当額の 5 0 %		
	補助上限	2, 5 0 0 万円		

- ※ 1 公的インキュベーション施設
- 京都大学連携型起業家育成施設「京大桂ベンチャープラザ（北館）」
 - 京都大学医薬系総合研究棟「イノベーションハブ京都」
 - 京都桂新事業創出型事業施設「京大桂ベンチャープラザ（南館）」
 - 京都市成長産業創造センター「ACT京都」
 - 京都新事業創出型事業施設「クリエイション・コア京都御車」
 - 左記に準ずる施設として市長が認めるもの
- ※ 2 補助率は、立地エリアと事業内容によって異なります（括弧内は、大企業に対する補助率）
- オフィス・ラボ誘導エリア（京都駅南部地区及びらくなん進都（鴨川以北））、らくなん進都（鴨川以南）において、
 - ・ 本社機能を有する事業所、開発拠点、研究所の新增設等を行う場合は、補助率150%(75%)
 - ・ 工場の新增設等を行う場合は、補助率120%(60%)
 - 向日町駅周辺エリア（久我、羽束師の工業専用地域など）、横大路エリア、桂イノベーションパーク地区において、本社機能を有する事業所、工場、開発拠点、研究所の新增設等を行う場合は、補助率120%(60%)
 - 上記以外の市内全域において、本社機能を有する事業所、工場、開発拠点、研究所の新增設等を行う場合は、補助率100%(50%)
- ※ 初めて京都に進出する企業については別途初進出加算あり（詳細はお問い合わせください。）

2 京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金

		中小企業者 A	中小企業者 B
対象者		中小企業で、次のいずれかに該当する会社又は個人 (1) A ランク認定企業 (2) オスカー認定企業 (3) 「知恵創出“目の輝き”」認定企業 等	
対象地域		市内全域	
対象事業		事業所の新增設等（賃借を除く。）	
建物、生産設備等に係る固定資産税・都市計画税相当額	補助率	建物、生産設備等（土地に係るものを除く。）に係る固定資産税・都市計画税相当額の 1 0 0 %	
	交付年数	3 年間	2 年間
	補助上限	1 億円	
埋蔵文化財発掘調査経費相当額	補助率	埋蔵文化財発掘調査経費相当額の 5 0 %	
	補助上限	2, 5 0 0 万円	

～補助金交付の流れ～

